

公共交通をもっと便利に

レターバス・乗合タクシーのダイヤを改定し、路線の一部を変更します

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096-248-1813

ダイヤ改定

市では、日常生活の交通手段としてレターバスと乗合タクシーを運行しています。

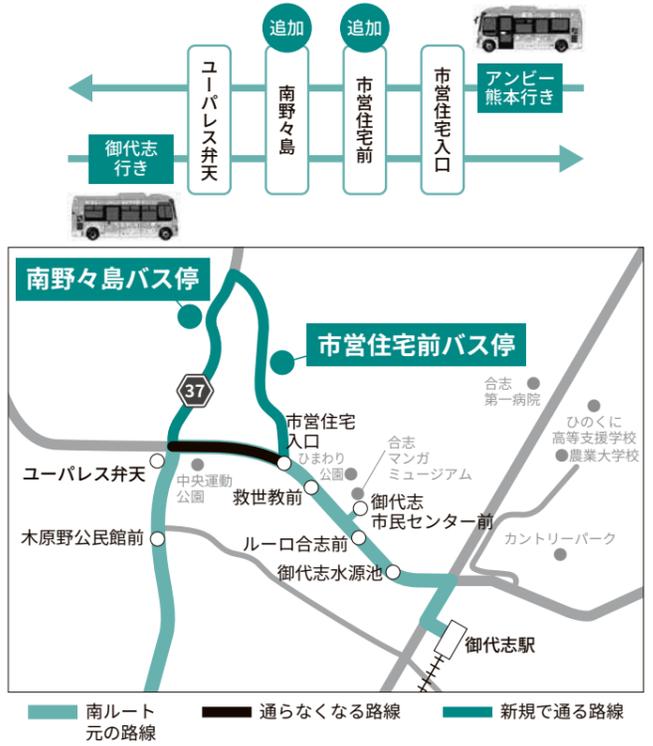
渋滞などの影響により運行が大幅に遅延している状況を改善するため、令和6年度にダイヤの改定を行なう予定です。

改定日および改定後のダイヤは、決定次第、広報紙や市ホームページなどでお知らせします。また、改定後のバスのガイドマップは、レターバスと乗合タクシーの車内や、市役所・支所などで配布予定です。

レターバス南ルート路線変更

ダイヤ改定と同時に、右記地図のとおりレターバス南ルートの路線の一部を変更します。

- ▶追加するバス停
- ・市営住宅前
 - ・南野々島



忘れずに連絡しましょう

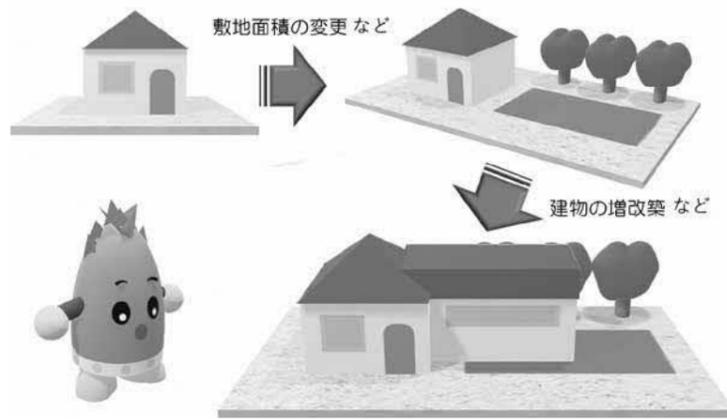
土地・家屋の利用に変更があったときはお知らせを

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎096(248)1114

令和5年中に家屋の増築や解体、隣接した土地を購入したなど住宅用地の使用状況が変わったときは、手続きが必要な場合がありますので、税務課固定資産税班まで連絡してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▼連絡が必要な場合

- ・住宅用地を取得した
- ・建物の用途を変更した
- (例)事務所→住宅
- ・住宅用地の用途を変更した
- (例)敷地の一部を貸駐車場にした
- ・住居戸数に変更が生じた
- (例)敷地内に新たな住宅を建築した
- ・住宅用地の敷地面積に変更が生じた
- (例)隣地取得により敷地を拡張した
- ・建物を増築した
- ・建物の一部または全部を取り壊した



▲固定資産税について
こんなときはお知らせ
ください

新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター
☎096-321-6547

市ホームページ▶



市LINE▶



令和5年度の新型コロナワクチン接種を以下のとおり実施しています。各接種について詳しくは、市ホームページでお知らせしておりますのでご覧ください。

接種時期	対象者	使用するワクチン	接種費用
秋開始接種 (9月20日～)	① 5歳以上 ・初回接種(1・2回目)が終わり3カ月以上経過した人 ・直近の追加接種から3カ月以上経過した人	オミクロンXBB.1.5 ワクチン	無料
	② 6カ月～4歳 ・初回接種(1・2・3回目)が終わり3カ月以上経過した人		

接種券について

- ・対象者には順次接種券と接種案内を送付しています。
- ・初回または3～6回目が未接種の人は、お持ちの接種券で接種できますので、新たな送付はありません。
- ・接種券を紛失した人は再発行申請が必要です。市コールセンターに電話してください。

予約方法

- 接種を希望する人は、次のどちらかで予約してください。
- ①市LINE(予約サイト)から(※前回の接種時期などにより、利用できない場合があります)
 - ②市コールセンターへ電話

初回接種

これまでに1度も接種をしていない人の初回接種も引き続き実施します。

- ・現在お持ちの接種券で接種できます。
- ・市コールセンターへ電話で予約してください。
- ・接種券を紛失した人は再発行申請が必要です。市コールセンターに電話してください。

※ワクチン接種で分からないことがある人は、お気軽に市新型コロナワクチン接種コールセンターへお問い合わせください

市内個人事業主・法人事業主の皆さんへ

償却資産の申告は1月31日(水)まで

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎096(248)1114

償却資産とは、固定資産税の課税対象の一つです。会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場・アパートなどの貸し付けをしている人が、その事業のために所有している構築物や機械、器具、備品などのことです。

償却資産をお持ちの事業主は、毎年1月31日までに1月1日現在の所有状況を償却資産の所在する市町村長に申告しなければなりません。

申告した資産の合計課税標準額が、150万円以上の人は課税されます。令和5年中に本市内で事業を開始した人は、税務課固定資産税班まで連絡してください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ